

議案第52号

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

議員の期末手当の支給割合を引き上げるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 名護市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和47年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 名護市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第53号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

市長等の常勤の特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和47年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第54号

名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

給料月額等を適正な額に改めるため、当該条例を改正したいので、本案を提出します。

名護市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(名護市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 名護市職員の給与に関する条例（1970年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第17条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の70」を「6月に支給する場合においては100分の70、12月に支給する場合においては100分の72.5」に改める。

第17条の4第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
短時間	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
勤務職	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
員以外	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
の職員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300

28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600		

76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000
86	266, 200	305, 800	355, 700		
87	266, 500	306, 100	356, 100		
88	266, 800	306, 400	356, 500		
89	267, 100	306, 700	356, 700		
90	267, 400	307, 000	357, 100		
91	267, 700	307, 300	357, 500		
92	268, 000	307, 600	357, 900		
93	268, 300	307, 800	358, 100		
94		308, 000	358, 400		
95		308, 300	358, 800		
96		308, 700	359, 100		
97		308, 900	359, 400		
98		309, 200	359, 800		
99		309, 500	360, 200		
100		309, 900	360, 600		
101		310, 100	361, 100		
102		310, 400	361, 500		
103		310, 700	361, 900		
104		311, 000	362, 300		
105		311, 200	362, 800		
106		311, 500	363, 200		
107		311, 800	363, 500		
108		312, 100	363, 800		
109		312, 300	364, 200		
110		312, 600			
111		313, 000			
112		313, 300			
113		313, 500			
114		313, 700			
115		314, 000			
116		314, 400			
117		314, 600			
118		314, 800			
119		315, 100			
120		315, 400			
121		315, 700			
122		315, 900			
123		316, 200			

	124		316,500					
	125		316,800					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第20条に規定する職員を除く。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第18条の2関係）

使用距離（片道）	手当額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上	38,700円

第2条 名護市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に、「6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第17条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第4中

「

60キロメートル以上	38,700円
------------	---------

」

を

「

60キロメートル以上65キロメートル未満	38,700円
65キロメートル以上70キロメートル未満	42,200円

70キロメートル以上75キロメートル未満	45,700円
75キロメートル以上80キロメートル未満	49,200円
80キロメートル以上85キロメートル未満	52,700円
85キロメートル以上90キロメートル未満	56,200円
90キロメートル以上95キロメートル未満	59,600円
95キロメートル以上100キロメートル未満	63,000円
100キロメートル以上	66,400円

に改める。

(名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成28年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の給料表を次のように改める。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額（円）	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100

(名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額（円）	給料月額（円）	給料月額（円）
1	195,800	242,000	276,300
2	196,900	243,300	277,300
3	198,100	244,700	278,300
4	199,200	246,100	279,300
5	200,300	247,500	280,300
6	202,000	248,900	281,300
7	203,600	250,300	282,200
8	205,200	251,700	283,200
9	206,700	253,100	284,200
10	208,400	254,300	285,200
11	210,000	255,600	286,200
12	211,600	256,900	287,200
13	213,100	258,100	288,200
14	214,800	259,300	289,500
15	216,500	260,500	290,800
16	218,200	261,700	292,000
17	219,400	262,800	293,200
18	221,000	263,900	294,500
19	222,600	265,000	295,700
20	224,100	266,100	296,900
21	225,600	267,000	297,900
22	227,200	268,000	299,100
23	228,800	269,000	300,300

24	230, 400	270, 000	301, 600
25	232, 000	271, 000	302, 900
26	233, 700	271, 900	303, 900
27	235, 000	272, 700	304, 900
28	236, 300	273, 600	305, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000
30	238, 700	275, 200	308, 200
31	239, 800	276, 000	309, 300
32	240, 900	276, 700	310, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600
34	242, 900	278, 200	312, 900
35	243, 800	279, 000	314, 200
36	244, 800	279, 600	315, 500
37	245, 800	280, 300	316, 700
38	246, 700	281, 100	318, 000
39	247, 600	281, 800	319, 300
40	248, 400	282, 500	320, 600
41	249, 200	283, 200	321, 900
42	249, 900	283, 900	323, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500
45	251, 800	286, 000	326, 400
46	252, 400	286, 600	327, 700
47	253, 000	287, 300	329, 000
48	253, 600	287, 900	330, 300
49	254, 100	288, 600	331, 400
50	254, 700	289, 200	332, 700
51	255, 300	289, 900	333, 900
52	255, 800	290, 600	335, 100
53	256, 200	291, 100	336, 400
54	256, 600	291, 700	337, 400
55	256, 900	292, 300	338, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600
57	257, 500	293, 600	340, 300
58	257, 800	294, 200	341, 200
59	258, 100	294, 800	341, 900
60	258, 400	295, 500	342, 700
61	258, 700	296, 100	343, 500
62	259, 000	296, 700	343, 900
63	259, 300	297, 200	344, 400
64	259, 600	297, 700	345, 100
65	259, 900	298, 200	345, 900
66	260, 200	298, 800	346, 600
67	260, 500	299, 300	347, 300
68	260, 800	299, 900	347, 900
69	261, 100	300, 300	348, 400
70	261, 400	300, 800	349, 000

71	261, 700	301, 300	349, 500
72	262, 000	301, 900	350, 100
73	262, 300	302, 400	350, 400
74	262, 600	302, 800	350, 900
75	262, 900	303, 100	351, 200
76	263, 200	303, 400	351, 600
77	263, 500	303, 600	352, 000
78	263, 800	303, 900	352, 500
79	264, 100	304, 100	353, 000
80	264, 400	304, 400	353, 500
81	264, 700	304, 600	353, 800
82	265, 000	304, 800	354, 200
83	265, 300	305, 100	354, 600
84	265, 600	305, 300	355, 000
85	265, 900	305, 600	355, 300
86	266, 200	305, 800	355, 700
87	266, 500	306, 100	356, 100
88	266, 800	306, 400	356, 500
89	267, 100	306, 700	356, 700
90	267, 400	307, 000	357, 100
91	267, 700	307, 300	357, 500
92	268, 000	307, 600	357, 900
93	268, 300	307, 800	358, 100
94		308, 000	358, 400
95		308, 300	358, 800
96		308, 700	359, 100
97		308, 900	359, 400
98		309, 200	359, 800
99		309, 500	360, 200
100		309, 900	360, 600
101		310, 100	361, 100
102		310, 400	361, 500
103		310, 700	361, 900
104		311, 000	362, 300
105		311, 200	362, 800
106		311, 500	363, 200
107		311, 800	363, 500
108		312, 100	363, 800
109		312, 300	364, 200
110		312, 600	
111		313, 000	
112		313, 300	
113		313, 500	
114		313, 700	
115		314, 000	
116		314, 400	
117		314, 600	

118		314,800	
119		315,100	
120		315,400	
121		315,700	
122		315,900	
123		316,200	
124		316,500	
125		316,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に適用する。ただし、第24条に規定する会計年度任用職員を除く。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の名護市職員の給与に関する条例第15条第2項、別表第1及び別表第4の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の第6条第1項の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 4 第4条の規定による改正後の名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 5 第1条の規定による改正前の名護市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の名護市職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 第3条の規定による改正前の名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の名護市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定による給与の内払とみなす。
- 7 第4条の規定による改正前の名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与及び費用弁償は、改正後の名護市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与及び費用弁償の内払とみなす。

議案第55号

羽地地域交流拠点親水護岸工事請負契約について

羽地地域交流拠点親水護岸工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決を求めます。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 羽地地域交流拠点親水護岸工事請負契約 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 179,212,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 名護市字屋部701番地1
有限会社 マル井建設
代表取締役 伊波 一人 |

令和7年11月25日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第2条の規定により、本案を提出します。

議案第56号

物品の購入について（名護市産業支援センター空調機器）

次のとおり物品を購入したいので、議会の議決を求めます。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 購入する物品 | 名護市産業支援センター空調機器 |
| 2 | 購入の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 購入金額 | 9,130,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社 松電
名護市字宇茂佐1528番地6
代表取締役 松田 貴啓 |

令和7年11月25日提出

名護市長 渡具知 武豊

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第15号）第3条の規定により、本案を提出します。